

変動額が請求者負担分の範囲内であった場合、
企業局で作成し、受託者へお渡しします。

令和〇年〇月〇日

(受注者) 様

函館市公営企業管理者
企業局長 手塚 祐一

賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 2 項および第 3 項
の規定によるスライド額 (協議)

令和〇年〇月〇日付けで請求のあった「賃金の変動に基づく契約金額の変更に係る
特約条項第 1 条第 1 項の規定による契約金額の変更について」について、賃金の変動
に基づく契約金額の変更に係る特約条項第 1 条第 2 項および第 3 項の規定により、次
のとおり協議します。

| | |
|-------|---------------------------------|
| 委託業務名 | 〇〇〇〇業務委託 |
| スライド額 | 0 円 |
| 理由 | スライド額が対象契約金額の 100 分の 1 を超えないため。 |